

和田貴樹様、下河原孝様、石川謙一郎様

11月26日には、長時間の議論に応じていただき、有難うございました。

11月26日には、本件コンクリート基礎をめぐり、産廃対策課のほうは日本建設業連合会「ガイドライン」に基づいて「工作物」と主張され、私のほうは、総合判断説(最高裁判決)に基づいて「廃棄物」と主張し、激論を戦わせました。

激論ではありましたが、下河原さんが「久しぶりに手ごたえある論争ができた」と言われていたように、お互いに得るところもある論争だったように思います。有難うございました。

ところで、その後、11月27日、28日に和田さんと電話で議論したところ、27日の電話後に内部で議論した結果として、28日に、論拠を「ガイドライン」から総合判断説に変更されたうえで、総合判断説に基づいて本件コンクリート基礎は「廃棄物でない」と判断する、と大きく主張を変更されました。

総合判断説に基づいて、なぜ「廃棄物でない」と判断できるのか、どうしても分かりませんので、本件のコンクリート基礎及びコンクリート破片に関して、総合判断説が挙げている五つの判断基準に照らして、どのように判断されるのかを添付ファイルでお送りする Excel 表に記入する形で、お示しくださるよう、お願いいたします。

ちなみに、

①和田さんから電話でお聞きしたコンクリート基礎に関する「占有者の意思」の判断基準に基づく判断は Excel 表に記入しておきました、

②本件コンクリート基礎及び破片の写真は11月26日にお見せしたとおりです。

下河原さんが、コンクリート破片の写真を見て「保管基準違反に当たる、写真を証拠にできる」と言われたので基礎と破片の区別はお分かりと思います。

なお、記入された Excel ファイルは、環境省及び東京地裁に提出することを予定していますので、十分検討されたうえでご記入ください。

もちろん、Excel 表に記入されなくても、返信されなくても結構ですが、その場合には、記入あるいは返信がなかった旨、環境省や東京地裁に報告しますので、予め、ご承知おきください。

以上、宜しくお願いいたします。

熊本一規